

相談支援センター

ふるさととは？

(指定一般相談支援事業所)

地域移行支援・地域定着支援
のサービスを提供いたします。

これらのサービスを通して、
障害者の方が地域で安心して暮らせる為の基盤づくり
を行っています。

◇地域移行支援・地域定着支援は障害福祉サービスの、
地域相談支援給付にあたります。



- 東武スカイツリーライン「曳舟駅」より 徒歩約10分
- 京成電鉄「京成曳舟駅」より 徒歩約15分
- 都営バス「向島5丁目」より 徒歩約5分



特定非営利活動法人
自立支援センターふるさとの会
相談支援センターふるさと
〒131-0033
東京都墨田区向島5-43-20 クロスブレイン
曳舟ビル101
TEL: 03-5819-3254 FAX: 03-5819-3257
MAIL: info-gh@hurusatonokai.jp
WEB: <http://www.hurusatonokai.jp/>

「住み慣れた地域で自分らしく
安心して生活したい」

その気持ちを応援します



ふるさとの会

指定一般相談支援事業所
相談支援センター
ふるさと

地域移行支援とは？

精神科病院等から退院する際、入院中から地域の支援者が病院を訪問し、退院に向けた支援を行います。

住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談・必要な支援を行います。

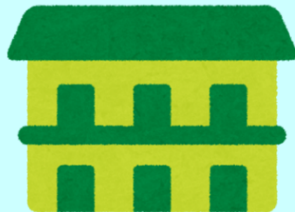
サービスの内容

・外出の同行

・障害福祉サービスの体験的な利用・体験的な宿泊支援

・住居の確保

など



○ご利用までの流れ

最寄りの保健センター、区役所等の障害福祉課へご相談下さい

○利用期間

地域移行支援: 支給決定期間は6か月(必要に応じて延長可能)

地域定着支援: 支給決定期間は1年間(必要に応じて延長可能)

○利用料

利用者のほとんどは自己負担はありませんが、前年度の収入状況により自己負担が発生する場合があります。

地域定着支援とは？

居宅にて単身等で生活している障害者の方が、自立した日常生活が営めるよう、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等に相談や必要な支援を行います。

サービスの内容

・障害特性に起因して生じた**緊急の事態**における相談(訪問・電話)

・関係機関との連絡調整

・一時的な滞在による支援 など



緊急時は訪問します



地域で安心して生活
が出来るよう、一緒
に考えていきましょう